

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第三十三號

自作農創設特別措置法施行細則を次のように定める。

昭和二十三年五月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

自作農創設特別措置法施行細則

第一條 市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第三

條第一項第一號の規定による指定をするため、同法施

行令第二條の申請をしようとするときは、様式第一號

の申請書を縣農地委員會に提出しなければならない。

第二條 農地の所有者で自作農創設特別措置法施行令第

一條又は同令第七條に規定する特別の事由に因りその

所有する農地のある市町村の区域内に一時住所を有し

なくなつた場合は、就學又は昭和二十年八月十五日以

本書ノ大ニハ國定規格A列5

昭和二十三年五月十四日

第千九百八號

金 曜 日

前の召集によるときは、様式第二號の届出書を市町村農地委員會に提出して確認を受けなければならない。

選舉による公務就任等によるときは、様式第三號の承認申請書を市町村農地委員會に提出しなければならない。

第三條 市町村農地委員會は前條第二項の申請書を相當と認め縣農地委員會の承認を受けようとするときは、理由を具し同條同項の申請書を添え、様式第四號の申請書を縣農地委員會に提出しなければならない。

第四條 自作農創設特別措置法第三條第一項第三號の規定による面積（同條第三項の規定により同條第一項第三號の面積に代るべき面積の定められた區域にあつて

は當該區域別の面積）を超える面積の農地につき耕作の業務を營む個人は知事の指定する日までに、様式第五號の届出書を市町村農地委員會に提出しなければならない。

らなう。

第五條 耕作の業務を営む法人その他の団体は知事の指定する期日迄に、様式第六號の届出書を市町村農地委員會に提出しなければならない。

第六條 試験研究又は農事指導の目的に供してゐる農地につき、自作農創設特別措置法第五條第三號の指定を受けようとする者は、様式第七號の申請書を知事に提出しなければならない。

第七條 自作農創設特別措置法第五條第五號の規定により指定を受けようとする者は、様式第八號の申請書を市町村農地委員會に提出しなければならない。

市町村農地委員會が前項の申請を相當として指定しようとする場合は、同法同條同號の規定により理由を具し前項の申請書を添え、様式第九號の申請書を縣農地委員會に提出しなければならない。

第八條 自作農で自作農創設特別措置法第五條第六號及び同法施行令第七條に規定する事由に因り一時自作地を他人の耕作の業務の目的に供した場合は、疾病、就

學及び昭和二十年八月十五日以前の召集によるときは、様式第十號の届出書を市町村農地委員會に提出し確認を受けなければならない。

選挙による公務就任等によるときは、様式第十一號の承認申請書を市町村農地委員會に提出しなければならない。

第九條 自作農創設特別措置法第五條第八號、同法施行令第八條に規定する新開墾地、焼畑、切替畑等收穫の著しく不定な農地、地割慣行のある農地、鑛山又は炭坑附近の農地で陥没の虞あるもの、其の外農林大臣の指定する農地の所有者は知事の指定する期日迄に、様式第十二號の申請書を市町村農地委員會に提出しなければならない。

第十條 自作農創設特別措置法第七條第一項及び第二項並に同法第十九條第一項及び同條第二項において準用する同法第七條第三項乃至第五項の規定により異議を申立ようとするものは、様式第十三號の異議申立書を市町村農地委員會に提出しなければならない。

第十一條 自作農創設特別措置法第七條第四項(同法第十九條第二項に於て準用する場合を含む)の規定により縣農地委員會に訴願しようとする者は、當該農地の所在する市町村農地委員會を経由してこれをしなければならない。

第十二條 自作農創設特別措置法第十條但書の規定により土地臺帳に登録した地積によらないで別段の面積を定めたときは、買収計畫書にその決定方法を記載しなければならない。

第十三條 政府の所有に屬する農地(自作農創設特別措置法第三條の規定により買収した農地及び同法第二十三條の規定による交換により取得した農地を除く)で、賃借權使用賃借による權利、永小作權又は地上權に基いて耕作の業務を営んでいる者が當該農地を買い受けようとする場合は、自作農創設特別措置法施行規則第八條の規定に準ずる買収申込書を市町村農地委員會に提出しなければならない。

第十四條 自作農創設特別措置法施行令第十二條の規定

により市町村農地委員會が縣農地委員會の承認を受けようとするときは、様式第十四號の申請書を縣農地委員會に提出しなければならない。

第十五條 自作農創設特別措置法第二十二條第四項の規定により市町村農地委員會が決定しようとするときは、知事に様式第十五號の認可申請書を提出しなければならない。

第十六條 自作農創設特別措置法第二十三條第四項の規定により市町村農地委員會が裁定の申請をしようとするときは、様式第十六號の申請書を縣農地委員會に提出しなければならない。

第十七條 自作農創設特別措置法第二十五條第六項の規定により指示を受けた者が、市町村農地委員會の裁定を申請しようとするときは、様式第十七號の申請書を當該市町村農地委員會に提出しなければならない。

第十八條 自作農創設特別措置法施行規則第十條の規定により届出があつたときは、市町村農地委員會は遲滯なく意見書を知事に提出しなければならない。

第十九條 市町村農地委員會は自作農創設特別措置法施行規則第十一條の規定により知事に報告しようとするときは、様式第十八號の報告書をもつてこれをしなければならない。

第二十條 自作農創設特別措置法第六條の三の規定による請求をしようとする者は、様式第十九號の請求書を市町村農地委員會に提出しなければならない。

第二十一條 自作農創設特別措置法第六條の三の規定により市町村農地委員會が逡及買収計畫を定めるべき旨を指示すべきことを縣農地委員會に請求しようとする者は、様式第二十號の請求書を縣農地委員會に提出しなければならない。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年一月二十三日鳥取縣令第八號自作農創設特別措置法施行細則はこれを廢止する。

様式第一號

自作農創設特別措置法施行令第二條の規定による承認申請書

左記の地域を當該市町村の區域に準ずる區域として指定したいので何々市町村農地委員會の同意書を添え承認方申請する

記

- 一、指定しようとする隣接市町村の地域
- 二、指定しようとする理由
- 三、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

何々市町村農地委員會 ㊟

鳥取縣農地委員會御中

様式第二號

自作農創設特別措置法施行令第一條第一號乃至第三號又は同令第七條第一號、第二號に掲げる特別の事由の届出書

自作農創設特別措置法施行令第一條第一號乃至第三號

又は同令第七條第一號、第二號に掲げる特別の事由があるのを證明書を添えてお届する

記

- 一、一時不在者の住所及び氏名
- 二、一時不在者の所有する農地の所在、地番、地目（土地臺帳の地目と現況による地目とが異なるときは土地臺帳の地目及び現況による地目）及び面積
- 三、當該農地の小作農の住所及び氏名
- 四、一時同居しなくなつたことの特別の事由
- 五、その世帯の有している自作地又は當該市町村の區域（自作農創設特別措置法第三條第一項第一號の規定による指定のあつた隣接市町村の地域を含める）の小作地の面積
- 六、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

世帯主の住所氏名 ㊟

市町村農地委員會御中

様式第三號

自作農創設特別措置法施行令第一條第四號又は同令第七條第三號に掲げる特別の事由の承認方申請書

記

- 一、一時不在者の住所氏名
- 二、一時不在者の所有する農地の所在、地番、地目（土地臺帳の地目と現況による地目とが異なるときは土地臺帳の地目及び現況による地目）及び面積
- 三、當該農地の小作農の住所及び氏名
- 四、一時同居しなくなつたことの特別の事由
- 五、その世帯の有している自作地又は當該市町村の區域（自作農創設特別措置法第三條第一項第一號の規定による指定のあつた隣接市町村の地域を含める）の小作地の面積
- 六、その他参考となる事項

昭和 年 月 日
 世帯主の住所氏名 ㊦
 市町村農地委員會御中

様式第四號

自作農創設特別措置法施行令第一條第四號
 又は同令第七條第三號に掲げる特別の事由
 の承認申請書

自作農創設特別措置法施行令第一條第四號又は同令第七條第三號に掲げる特別の事由として左記の者の申請を相當と認めるので申請書及び理由書を添えて承認方を申請する

記

一、一時不在者の住所氏名
 昭和 年 月 日

何々市町村農地委員會

鳥取縣農地委員會御中

様式第五號

自作農創設特別措置法施行細則第四條の届出書

自作農創設特別措置法施行細則第四條により左記の事項をお届けする

記

一、耕作面積（田畑自、小作別）
 二、世帯の員數並びに耕作に従事する家族の員數及び年齢（男女別）
 三、年雇の男女別員數及び年齢

四、最近三ヶ年の主要作物の作付反別及び收穫量
 五、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

住所

氏名 ㊦

市町村農地委員會御中

様式第六號

自作農創設特別措置法施行細則第五條の届出書
 自作農創設特別措置法施行細則第五條により左記の事項をお届けする

記

一、耕地面積（田畑別、自作別）

二、耕作の目的（主たる業務が自給農場か等の別）

三、耕作開始の時期及農地取得の事情

四、耕作の業務の状況（勞力、農機具、役畜等の使用状況）

五、最近三ヶ年の主要作物の作反別及收穫量

六、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

住所名稱

代表者氏名 ㊦

市町村農地委員會御中

様式第七號

自作農創設特別措置法第五條第三號の指定申請書
 自作農創設特別措置法第五條第三號の指定方申請する

記

一、試験研究又は農事指導の目的に供している農地の所在、地番、地目（土地臺帳による地目と現況による地目と異なるときは土地臺帳の地目及現況による地

目）及び面積

二、申請者の事業内容

三、試験研究又は農地指導の内容

四、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

住所及氏名又は名稱 ㊦

鳥取縣知事氏名殿

様式第八號

自作農創設特別措置法第五條第五號の規定による指定申請書

自作農創設特別措置法第五條第五號の規定による指定方申請する

記

一、指定を受けようとする農地の所在、地番、地目（土地臺帳の地目が現況と異なるときは土地臺帳の地目及び現況による地目）及び面積
 二、使用目的を變更しようとする理由
 三、變更後の用途

- 四、附近の状況
- 五、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

住所及び氏名又は名稱 ㊦

市町村農地委員會御中

様式第九號

自作農創設特別措置法第五條第五號の規定による指定申請書

自作農創設特別措置法第五條第五號の規定を申請する

記

- 一、指定を受けようとする農地の所在、地番、地目（土地臺帳の地目が現況と異るときは土地臺帳の地目及び現況による地目）及び面積
- 二、使用目的を變更しようとする理由
- 三、變更後の用途
- 四、附近の状況
- 五、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

何々市町村農地委員會 ㊦

鳥取縣農地委員會御中

様式第十號

自作農創設特別措置法第五條第六號、同法施行令第七條第一號又は第二號に掲げる事由の届出書

自作農創設特別措置法第五條第六號、同法施行令第七條第一號又は第二號に掲げる事由があるので證明書を添えてお届けする

記

- 一、一時小作させている農地の所在、地番、地目（土地臺帳の地目が現況と異るときは土地臺帳の地目及び現況による地目）及び面積
- 二、當該農地の小作農の住所及び氏名
- 三、當該農地につき一時自作をやめた事由
- 四、當該農地につき再び自作をしようとする時期
- 五、當該世帯で有している自作地又は小作地の面積

- 六、その他参考となる事由

昭和 年 月 日

住所氏名 ㊦

市町村農地委員會御中

様式第十一號

自作農創設特別措置法施行令第七條第三號に掲げる事由の承認申請書

自作農創設特別措置法施行令第七條第三號に掲げる事由があるので承認方申請する

記

- 一、一時小作させている農地の所在、地番、地目（土地臺帳の地目が現況と異るときは土地臺帳の地目及び現況による地目）及び面積
- 二、當該農地の小作農の住所及び氏名
- 三、當該農地につき一時小作をやめた事由
- 四、當該農地につき再び自作をしようとする時期
- 五、當該世帯で有している自作地又は小作地の面積
- 六、その他参考となる事由

昭和 年 月 日

住所氏名 ㊦

市町村農地委員會御中

様式第十二號

自作農創設特別措置法第五條第七號及び同法施行令第八條の規定による承認申請書

自作農創設特別措置法第五條第七號及び同法施行令第八條の規定による承認方申請する

記

- 一、農地の所在、地番、地目（土地臺帳の地目が現況と異るときは土地臺帳による地目及現況による地目）及び面積
- 二、收穫の著しく不定なる農地についてはその事由及最近二ヶ年の收穫量
- 三、地割償行のある農地については其の内容
- 四、鑛山、炭坑附近の農地で陥没の虞あるものについてはその内容
- 五、その他参考となるべき事項

昭和 年 月 日
所有者住所氏名 ㊟
市町村農地委員會御中
様式第十三號を次のように改める

自作農創設特別措置法第七條第一項(同條第二項同法第十九條第一項)の異議申立書
昭和 年 月 日の公告による農地買収(賣渡)計畫に關し左記事項について異議があるので自作農創設特別措置法第七條第一項(第十九條第一項)の規定により異議を申立てる

記

- 一、農地の表示
- 二、申立事項
- 三、其他参考となる事項

昭和 年 月 日
住所氏名 ㊟
市町村農地委員會御中
様式第十四號

自作農創設特別措置法施行令第十二條の規定による、承認申請書
自作農創設特別措置法施行令第十二條第一項の規定により左記の農地を自作農創設の目的に供することを相當と決定したので右承認を請う。

記

- 一、農地の所在、地番、地目及び面積
- 二、管理權を有する官廳名及び國有財産の別(公共用營林、雜種)
- 三、自作農創設の目的に供することを相當とする事由
- 四、農地の毛上その他利用狀況
- 五、當該農地につき小作農がある場合は氏名住所及び小作條件
- 六、その他参考となる事由

昭和 年 月 日
何々農地委員會 ㊟
鳥取縣農地委員會御中
様式第十五號

自作農創設特別措置法第二十二條第四項の規定による補償金額認可申請書
自作農創設特別措置法第二十二條第四項の規定により補償金額を左記のように決定したので認可方申請する。

記

- 一、自作農創設特別措置法第十六條の賣渡のあつた農地の所在地番地目及び面積
- 二、賣渡の相手方以外のものが當該農地につき有してゐた第十二條第二項の規定により設定された權利の種類及び内容並に權利者の氏名及び住所
- 三、右權利につき價格あるときはその額
- 四、右權利にもとづき最近三ヶ年の年度別收益
- 五、消滅時において當該權利にもとづいて當該農地の上に有する毛上
- 六、當該權利の上にある擔保權の種類内容及び擔保權者の住所氏名
- 七、その他参考となる事項

昭和 年 月 日
何々農地委員會 ㊟
鳥取縣知事氏名殿
様式第十六號
自作農創設特別措置法第二十三條第四項の規定による裁定申請書

記

- 一、交換しようとする農地の所在、地番、地目面積及び前所有者の住所及び氏名
 - 二、當該農地に存する權利の種類及び内容並に權利者の住所及び氏名
 - 三、裁定を申請する事由
 - 四、その他参考となる事由
- 昭和 年 月 日
市町村農地委員會 ㊟
鳥取縣農地委員會御中

様式第十七號

自作農創設特別措置法第二十五條第六項の
規定による裁定申請書

自作農創設特別措置法第二十五條第六項の規定により
左記農地賃借權(永小作權)の交換に關し、裁定方申
請する

記

- 一、交換しようとする當事者の農地の賃借權又は永小作權の内容並に相手方の住所及び氏名
- 二、交換しようとする權利のある農地の所在地番、地目、面積並びに其の所有者の住所及び氏名
- 三、裁定を申請する事由
- 四、其の他參考となる事項

昭和 年 月 日

申請者の住所氏名 ㊟

市町村農地委員會御中

様式第十八號

自作農創設特別措置法施行規則第十一條の

規定による報告書

左記の者は自作を止めようとするものと認められるので報告する

記

- 一、自作をやめようとする者の氏名及び住所
- 二、當該農地の所在、地番、地目(土地台帳による地目と現況地目が異なる場合は土地台帳による地目及現況による地目)及び面積
- 三、自作を止めようとするものと認められる事由(一時自作を止めようとする場合は其の期間)
- 四、自作農創設特別措置法第十六條により農地の賣渡を受けた時期
- 五、其の他參考となる事項

昭和 年 月 日

市町村農地委員會 ㊟

鳥取縣知事氏名殿

様式第十九號

自作農創設特別措置法施行令第四十三條の

規定による請求書

左記農地は昭和二十年十一月二十三日現在の事實にも
とつて農地買収計畫を定められた。

記

- 一、當該農地の所在、地番、地目(土地台帳の地目と現況による地目と異なるときは現在の土地台帳の地目及び現況による地目)及び面積
- 二、當該農地の所有者の氏名若しくは名稱及び住所(昭和二十年十一月二十三日現在と異るときは現在の所有者の氏名若しくは名稱及び住所)
- 三、昭和二十年十一月二十三日現在において當該農地につき存した賃借權使用賃借による權利又は小作權の内容
- 四、昭和二十年十一月二十三日現在の事實によつて買収計畫を定めるべき理由
- 五、其の他參考となる事項

昭和 年 月 日

當該小作農の住所氏名 ㊟

市町村農地委員會御中

様式第二十號

自作農創設特別措置法第六條の三の請求書

(何)市町村農地委員會に對し左記事由により遡及買収計畫を定めるべき旨を指示することを自作農創設特別措置法第六條の三の規定により請求する

記

- 一、遡及買収すべき土地の表示
- 二、遡及買収請求の事由
- 三、其他

昭和 年 月 日

請求人 住所氏名 ㊟

鳥取縣農地委員會御中

参考 新 舊 新 舊 規 則 對 照

改正の要旨

第一條	同上	施行令二條の市町村の區域の指定申請	舊規定に同じ
第二條	同上	同令一條一號一三號の特別の事由の届出	同 右
第三條	同上	同令一條又は同令七條の特別事由(公務)の承認申請	同 右
第四條	同上	法三條一項三號の法定面積を超える面積の耕作者の届出	同 右
第五條	同上	耕作の業務を営む法人團體の届出	同 右
第六條	同上	試験研究農事指導用地の指定申請	同 右
第七條	同上	使用目的變更農地の指定申請	同 右
第八條	同上	特別の事由により一時貸貸せんとする場合の届出及申請	同 右
第九條	同上	法五條及施行令八條の新開墾地等嶺山地區の指定	「第七號」を「第八號」に改める 地主の外小作農の異議申立規定を 挿入及賣渡計畫について異議申立 を入れたこと
第十條	同上	買收計畫について異議の申立	買收賣渡計畫について訴願規定を 入れたこと
第十一條			
第十二條	第十一條	土地台帳によらない別段の面積を定めた場合の取定	舊規定に同じ
第十三條	第十二條	國有農地の買受申込	同 右
第十四條	第十三條	國有農地の管理換申請	同 右
第十五條	第十四條	法二十二條の消滅した權利の補償額申請	同 右

- 第十六條 第十五條 農地交換裁定申請 同 右
- 第十七條 第十六條 法二十五條の農地交換裁定申請 同 右
- 第十八條 第十七條 賣渡を受けた耕作者が自作を止めるときの届出及取扱 同 右
- 第十九條 第十八條 農地買受人が自作を止める場合の市町村委員会の届出 同 右
- 第二十條 第十九條 遡及買收の請求手續 同 右
- 第二十一條 縣委員會の指示權發動請求 本規定新に挿入

告 示

鳥取縣告示第二百二十二號

健康保險法國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫を次のように指定した。

昭和二十三年五月十四日

診療科名	鳥取縣知事 西 尾 愛 治
診療所々所在地	保險醫氏名 指定年月日
内外科	岩美郡本庄村大字 小畑敏彰 昭和二十三年五月十日
	本庄四九八
外、皮膚	岩美郡津ノ井村大 檀上正雄 右同
	字杉崎三七七

泌尿器科小兒、内 東伯郡倉吉町廣 伊藤 博 右同
外(内臟)婦人科 瀬川

内小兒科	鳥取市湯所町四一五野村登喜藏 右同
内小兒科	日野郡江尾町 河合正武 右同
皮泌、外科	八頭郡佐治村大字 井上 武 右同
	加茂
全科	氣高郡神戸村上砂見宗竹定雄 右同
内、小兒科	岩美郡岩井町岩井 島 義雄 右同
	四五二
耳、鼻、咽喉	鳥取市元鑄物師町 山本彰義 右同
内、小兒科	七三ノ四

鳥取縣告示第二百二十三號

助産婦名簿より次の者を取消した。

昭和二十三年五月十四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
本籍地 岩美郡小田村大字岩常四六五番地
開業地 同

昭和二十三年四月十二日住所變更により助産婦
名簿取消方願出たので同年同月二十五日取消
宮 本 松 枝
大正十年二月一日生

◆鳥取縣告示第二百二十四號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十三年五月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 熊本縣鹿本郡米野岳村大字岩原二五八七番地
現住所及び開業地 氣高郡浜村町五三番地

昭和二十三年四月二十五日第一、二七〇號

金 山 正 子

本籍地 西伯郡上道村五一〇番地
大正八年五月一日生

現住所及び開業地 同 六七九番地

昭和二十三年四月二十五日第一、二七一號

井 上 芳 枝
明治三十四年十二月二十四日生

◆鳥取縣告示第二百二十五號

災害救助法適用の基準を次の通り定める。

昭和二十三年五月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

同一原因による罹災戸數二十戸又は罹災人員三十人以上
但し特殊の事情があると認めるときはこの基準によらな
いことができる。

◆鳥取縣告示第二百二十六號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定に
より氣高郡酒津村農地委員會委員の候補者につき覺書に
掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日
を次のように指定する

昭和二十三年五月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年五月十四日より
同年同月十六日まで

◆鳥取縣告示第二百二十七號

肥料取締法第二條第一項によつて次の者に肥料賣買營業
を免許した

昭和二十三年五月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市瓦町一三三ノ五 丸石産業株式會社
米子市河崎三七六 矢新積 善

選舉告示

◆選舉管理委員會告示第九號

鳥取縣選舉管理委員會第六回委員會を次の通り招集する

昭和二十三年五月十四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

一 招集の日時 昭和二十三年五月十八日午前十時三十分

彙報

二 招集の場所 鳥取縣廳
三 議 題 東伯郡下北條村農地委員會委員の選舉無
効の訴願に對する裁決の件

昭和二十一年勅令第三百一十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な
行為に對する處罰等に關する勅令)

(昭和二十一年十月二日付本欄參照)

昭和二十三年三月十二日以降本件に關係せる官報登載、
連合國最高司令官發、日本政府覺書は左記の通りであ
る

記

一、宣傳用出版物の沒收に關する件

(昭和二十三年四月二十七日付官報參照)